

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	県税の賦課徴収等の事務 全項目評価書

<p>宮崎県は、県税の賦課徴収等の事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。</p>	
特記事項	

評価実施機関名
宮崎県知事

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】
公表日

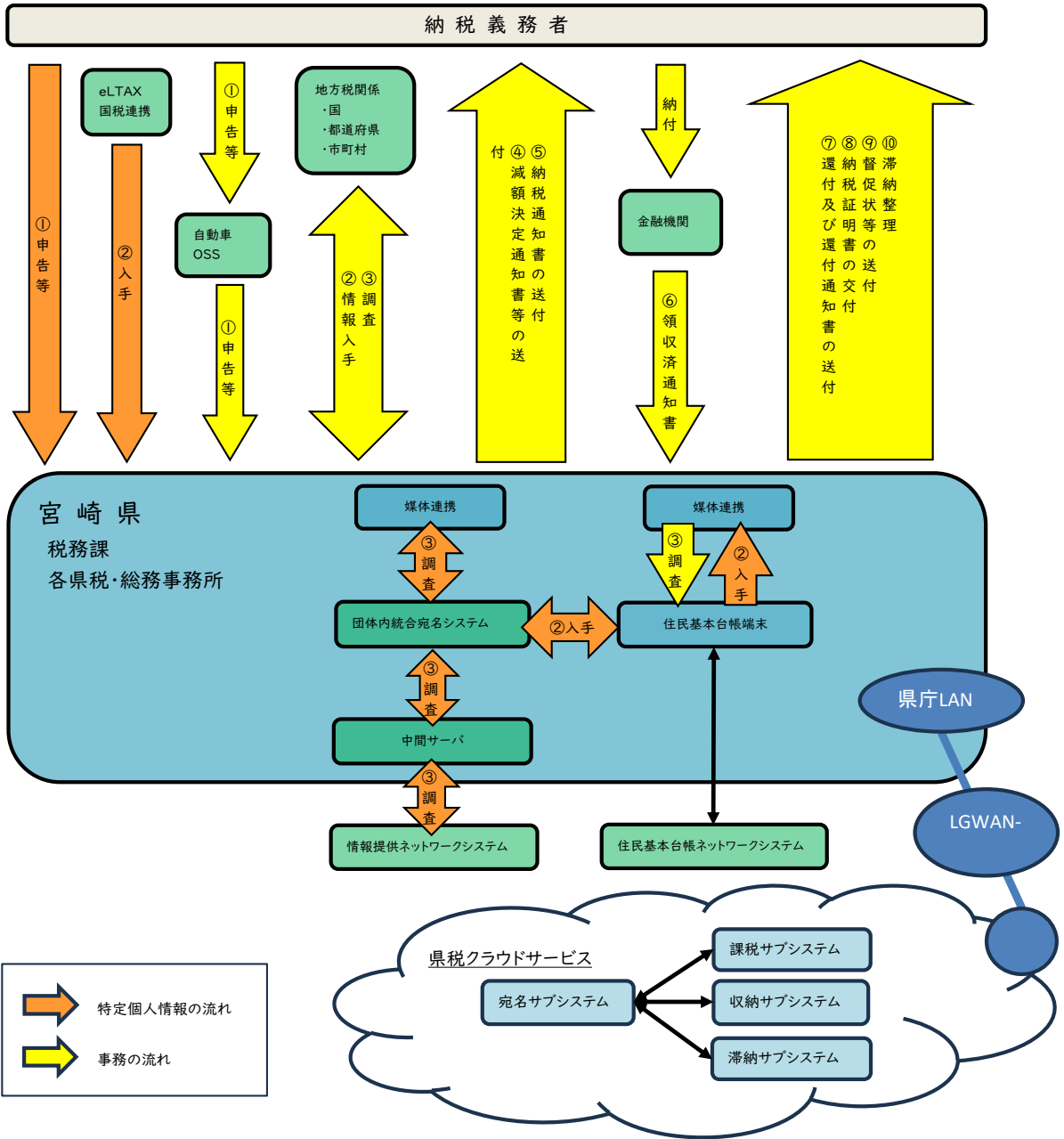
項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

システム3									
①システムの名称	団体内統合宛名システム								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・業務担当者からの依頼に基づいて情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を発番し、個人番号との対応を管理するとともに、中間サーバーに対して、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」の取得依頼を送信する。 ・業務担当者が入力した情報照会依頼情報について、当該業務から照会可能な情報であることを確認した上で、個人番号の団体内統合宛名番号への変換、文字コードの変換等を行ったうえで中間サーバーに送信し、情報照会依頼として登録する。 ・業務担当者の依頼に基づき、情報照会結果を中間サーバーから取得し、表示・出力を行う。 ・業務担当者が入力した情報提供対象情報について、個人番号の団体内統合宛名番号への変換、文字コードの変換を行ったうえで中間サーバーに送信し、情報提供可能な副本として登録する。 ・機関内での情報の移転に対応して、機関内の他部署から照会があった場合に該当する情報の表示・出力を行う。 								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[<input type="radio"/>] その他 (中間サーバー</td> <td>)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[<input type="radio"/>] その他 (中間サーバー)
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[<input type="radio"/>] その他 (中間サーバー)								
システム4									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を紐付け、その情報を保管・管理する。 ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 ・情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う。 ・特定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 ・特定個人情報を副本として、維持・管理する。 ・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[<input type="radio"/>] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[<input type="radio"/>] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 ()
[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[<input type="radio"/>] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 ()								
システム5									
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム								
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1.本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CS(コミュニケーションサーバ)を経由して通知された本人確認情報の更新情報を基に当該ファイルを更新し、全国サーバーに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。 2.宮崎県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 宮崎県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の特定個人情報等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。 3.本人確認情報の表示 法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 4.地方公共団体情報システム機構(J-LIS)への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、特定個人情報をキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 5.本人確認情報検索 都道府県サーバーの代表端末又は業務端末において入力された4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示させる。 6.本人確認情報整合 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。 								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 ()
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 ()								

3. 特定個人情報ファイル名	
県税クラウドサービスデータベースファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<ul style="list-style-type: none"> 番号制度に関する税制上の措置として、法定調書等の税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられた。 このため、県税の賦課徴収事務で利用する各システムにおいても、個人番号付きの申告書等の税務関係書類を受付(收受)することとなり、受付(收受)した税務関係情報は、原本として保管することとなるため、特定個人情報ファイルを保有することとなる。 受け付けた税務関係書類については特定個人情報ファイルとしてシステム内で一元管理することで、個人の特定や名寄せの正確性向上など、税務行政の効率化や適正課税を実現する。
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> 個人の宛名情報を正確に把握することにより、県税の公平・公正な課税につながる。 障害者関係情報の確認により、県税の減免を受ける際に障害者手帳等の提示の必要がなくなり、利用者の利便性が向上する。また、確認の際の正確性が担保される。
5. 個人番号の利用※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表の24の項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[実施する]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表の24の項 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の49の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	宮崎県総務部税務課
②所属長の役職名	課長
8. 他の評価実施機関	
-	

(別添1) 事務の内容



(備考)

納税者からの申告・届出又は調査により課税し、納税通知書等を送付するとともに、納税者が納付した税金を県の歳入として受け入れ、減額等により納付額が課税額より多くなった場合は超過額を還付、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。

- ① 納税者から提出される申告書等を受け付け、確認を行う。
- ② 関係機関等から、申告書等及び課税情報の入手を行う。
- ③ 必要に応じて納税者や申告書等の内容について、調査を行う。
- ④ ②及び③により決定した減額決定通知書等を送付する。
- ⑤ ①～③により課税した内容について、納税者に納税通知書を送付する。
- ⑥ 納税者が納付書により納付したことについて、金融機関からの領収済通知書又は収納データにより確認する。
- ⑦ 減額等により納付額が課税額より多くなった場合は、超過額を還付のうえ、納税者に還付通知書を送付する。
- ⑧ 納税者からの納税証明書交付申請書に基づき納税証明書を交付する。
- ⑨ 納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。
- ⑩ 督促した納税者から納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、催告書を送付し滞納整理を行う。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
県税クラウドサービスデータベースファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類※	<選択肢> <input type="checkbox"/> システム用ファイル
②対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲※	納税義務者等(課税調査対象者含む)
その必要性	県税の賦課徴収事務を行うにあたり、納税義務者等の円滑な納税義務の履行並びに公平・公正な賦課及び徴収の実現を目的として必要な範囲の特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	<選択肢> <input type="checkbox"/> 100項目以上 <input type="checkbox"/> 10項目未満 <input type="checkbox"/> 10項目以上50項目未満 <input type="checkbox"/> 50項目以上100項目未満 <input type="checkbox"/> 100項目以上
主な記録項目※	・識別情報 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人番号対応符号 <input type="checkbox"/> その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <input type="checkbox"/> 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) <input type="checkbox"/> 連絡先(電話番号等) <input type="checkbox"/> その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <input type="checkbox"/> 国税関係情報 <input type="checkbox"/> 地方税関係情報 <input type="checkbox"/> 健康・医療関係情報 <input type="checkbox"/> 医療保険関係情報 <input type="checkbox"/> 児童福祉・子育て関係情報 <input type="checkbox"/> 障害者福祉関係情報 <input type="checkbox"/> 生活保護・社会福祉関係情報 <input type="checkbox"/> 介護・高齢者福祉関係情報 <input type="checkbox"/> 雇用・労働関係情報 <input type="checkbox"/> 年金関係情報 <input type="checkbox"/> 学校・教育関係情報 <input type="checkbox"/> 災害関係情報 <input type="checkbox"/> その他(公金受取口座関係情報)
その妥当性	1. 個人番号及びその他識別番号:対象者を正確に特定するため 2. 4情報及び連絡先:下記業務の際に住基ネットへの照会を行うため。 ①賦課決定に際し、課税要件を確認する ②納税通知書等の送付先を確認する ③本人への連絡等 ※県税クラウドサービスにおいて性別は保持しない。 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」より、住基ネット照会時のマイナンバー特定にあたっては氏名・生年月日・住所の3情報又は基本4情報(氏名、生年月日、性別、住所)により行うこととしている。 3. 国税関係情報:課税調査対象者に関する情報を確認し、課税事務を行うため 4. 地方税関係情報:県税の賦課徴収の実績を管理するため 5. 公金受取口座関係情報:県税還付金を振り込むため
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和8年12月28日
⑥事務担当部署	宮崎県総務部税務課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署(市町村課、デジタル推進課、福祉保健部) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等(国税庁、デジタル庁) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人(他の都道府県、市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 <input type="checkbox"/> その他
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他(LGWAN経由のシステム(eLTAX))

情報の突合※	1.本人等からの特定個人情報の入手に当たっては、住民基本台帳ネットワークシステムと突合し、真正性を確認する。 2.他の機関から特定個人情報を含む税務情報を入手した場合は、県税クラウドサービスデータベースで保有する個人番号及び3情報により突合し、対象の個人を特定する。 3.住民基本台帳ネットワークシステムへ照会を行う場合は、個人番号及び3情報により突合し、対象の個人を特定する。								
情報の統計分析※	県税の賦課徴収に関する統計や分析は行うが、特定個人情報を用いて特定の個人を判別しようとする情報の統計や分析は行わない。								
権利利益に影響を与え得る決定※	県税の賦課、減免								
⑨使用開始日	令和9年1月4日								
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託									
委託の有無※	<input type="checkbox"/> 委託する (5) 件 <table border="0" style="float: right;"> <tr><td colspan="2"><選択肢></td></tr> <tr><td>1) 委託する</td></tr> <tr><td>2) 委託しない</td></tr> </table>	<選択肢>		1) 委託する	2) 委託しない				
<選択肢>									
1) 委託する									
2) 委託しない									
委託事項1	県税クラウドサービスの保守・運用業務委託								
①委託内容	県税クラウドサービスの運用、保守及び機能強化に係る業務								
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <table border="0" style="float: right;"> <tr><td colspan="2"><選択肢></td></tr> <tr><td>1) 特定個人情報ファイルの全体</td></tr> <tr><td>2) 特定個人情報ファイルの一部</td></tr> </table>	<選択肢>		1) 特定個人情報ファイルの全体	2) 特定個人情報ファイルの一部				
<選択肢>									
1) 特定個人情報ファイルの全体									
2) 特定個人情報ファイルの一部									
対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <table border="0" style="float: right;"> <tr><td colspan="2"><選択肢></td></tr> <tr><td>1) 1万人未満</td></tr> <tr><td>2) 1万人以上10万人未満</td></tr> <tr><td>3) 10万人以上100万人未満</td></tr> <tr><td>4) 100万人以上1,000万人未満</td></tr> <tr><td>5) 1,000万人以上</td></tr> </table>	<選択肢>		1) 1万人未満	2) 1万人以上10万人未満	3) 10万人以上100万人未満	4) 100万人以上1,000万人未満	5) 1,000万人以上	
<選択肢>									
1) 1万人未満									
2) 1万人以上10万人未満									
3) 10万人以上100万人未満									
4) 100万人以上1,000万人未満									
5) 1,000万人以上									
対象となる本人の範囲※	納税義務者等(特別徴収義務者及び課税調査対象者含む)								
その妥当性	公平公正な賦課徴収を目的として、必要な範囲の特定個人情報を含む情報を円滑かつ迅速に処理するため、専門的知識・技術を有する者にシステムの維持管理を委託する必要がある。								
③委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <table border="0" style="float: right;"> <tr><td colspan="2"><選択肢></td></tr> <tr><td>1) 10人未満</td><td>2) 10人以上50人未満</td></tr> <tr><td>3) 50人以上100人未満</td><td>4) 100人以上500人未満</td></tr> <tr><td>5) 500人以上1,000人未満</td><td>6) 1,000人以上</td></tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (総合行政ネットワーク(LGWAN)経由での電子データ)								
⑤委託先名の確認方法	宮崎県情報公開条例に基づく開示請求								
⑥委託先名	株式会社 NTTデータ								
再委託	⑦再委託の有無※	<input type="checkbox"/> 再委託する <table border="0" style="float: right;"> <tr><td colspan="2"><選択肢></td></tr> <tr><td>1) 再委託する</td></tr> <tr><td>2) 再委託しない</td></tr> </table>	<選択肢>		1) 再委託する	2) 再委託しない			
	<選択肢>								
	1) 再委託する								
2) 再委託しない									
⑧再委託の許諾方法	委託先より再委託承認願の提出を受け、総務課と協議のうえ書面により承認する。								
⑨再委託事項	県税クラウドサービス導入業務及び提供業務の支援								
委託事項2	自動車税(環境性能割・種別割)データエントリー業務委託								
①委託内容	自動車税(環境性能割・種別割)申告書(報告書)を電子データ化する業務								
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 <table border="0" style="float: right;"> <tr><td colspan="2"><選択肢></td></tr> <tr><td>1) 特定個人情報ファイルの全体</td></tr> <tr><td>2) 特定個人情報ファイルの一部</td></tr> </table>	<選択肢>		1) 特定個人情報ファイルの全体	2) 特定個人情報ファイルの一部				
<選択肢>									
1) 特定個人情報ファイルの全体									
2) 特定個人情報ファイルの一部									
対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <table border="0" style="float: right;"> <tr><td colspan="2"><選択肢></td></tr> <tr><td>1) 1万人未満</td></tr> <tr><td>2) 1万人以上10万人未満</td></tr> <tr><td>3) 10万人以上100万人未満</td></tr> <tr><td>4) 100万人以上1,000万人未満</td></tr> <tr><td>5) 1,000万人以上</td></tr> </table>	<選択肢>		1) 1万人未満	2) 1万人以上10万人未満	3) 10万人以上100万人未満	4) 100万人以上1,000万人未満	5) 1,000万人以上	
<選択肢>									
1) 1万人未満									
2) 1万人以上10万人未満									
3) 10万人以上100万人未満									
4) 100万人以上1,000万人未満									
5) 1,000万人以上									
対象となる本人の範囲※	自動車税(環境性能割・種別割)の納税義務者等(課税調査対象者含む)								
その妥当性	自動車税(環境性能割・種別割)の申告書データが大量であることから、職員による対応が困難なために業務の委託を行っており、当該業務を行うに当たり自動車税(環境性能割・種別割)の納税義務者及び課税調査対象者の特定個人情報を取り扱う必要がある。								

③委託先における取扱者数	[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	宮崎県情報公開条例に基づく開示請求	
⑥委託先名	株式会社ソフトテックス	
再委託	⑦再委託の有無※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項3 宮崎県税・総務事務所データ入力等業務委託		
①委託内容	宮崎県税・総務事務所において収納・課税・納税者等データの入力、申告書等の整理やチェックリスト照合の補助等を行う。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲※	宮崎県税・総務事務所管内の収納・課税に係る納税義務者等(課税調査対象者含む)
	その妥当性	宮崎県税・総務事務所における調定・収納データが大量であることから、職員による対応が困難なために業務の委託を行っており、当該業務を行うに当たり納税義務者及び課税調査対象者の特定個人情報を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	宮崎県情報公開条例に基づく開示請求	
⑥委託先名	株式会社ケイ・イー・エス	
再委託	⑦再委託の有無※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項4 都城県税・総務事務所データ入力等業務委託		
①委託内容	都城県税・総務事務所において課税・納税者等データの入力、申告書等の整理の補助等を行う。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲※	都城県税・総務事務所管内の課税に係る納税義務者等(課税調査対象者含む)
	その妥当性	都城県税・総務事務所における調定データが大量であることから、職員による対応が困難なために業務の委託を行っており、当該業務を行うに当たり納税義務者及び課税調査対象者の特定個人情報を取り扱う必要がある。

③委託先における取扱者数	[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	宮崎県情報公開条例に基づく開示請求	
⑥委託先名	株式会社スーブル宮崎支店	
再委託	⑦再委託の有無※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項5		
①委託内容	延岡県税・総務事務所において課税・納税者等データの入力、申告書等の整理の補助等を行う。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲※	延岡県税・総務事務所管内の課税に係る納税義務者等(課税調査対象者含む)
	その妥当性	延岡県税・総務事務所における調定データが大量であることから、職員による対応が困難なために業務の委託を行っており、当該業務を行うに当たり納税義務者及び課税調査対象者の特定個人情報を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数	[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	宮崎県情報公開条例に基づく開示請求	
⑥委託先名	株式会社 すずき	
再委託	⑦再委託の有無※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 提供を行っている (2) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない	
提供先1		
①法令上の根拠	都道府県知事 番号法第19条第10号	
②提供先における用途	個人事業税の賦課徴収	
③提供する情報	本県で賦課しない者に係る所得税申告書等データ	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本県で賦課しない所得税申告者等	

⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (国税連携システム)
⑦時期・頻度	該当するデータがあった場合に随時
提供先2	他自治体の長(都道府県及び市区町村)
①法令上の根拠	地方税法附則第7条第5項及び第12項
②提供先における用途	寄附金税額控除に係る申告特例通知書:個人住民税の賦課決定に利用するため
③提供する情報	寄附金税額控除に係る申告特例通知書:寄附金額及び住所、氏名等
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	寄附金税額控除に係る申告特例通知書:寄附金税額控除に係る申告の特例の対象となる寄附をした者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (LGWAN)
⑦時期・頻度	寄附金税額控除に係る申告特例通知書:1月
6. 特定個人情報の保管・消去	
①保管場所※	<p><県税クラウドサービスにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県税クラウドサービスのデータは委託業者所有のデータセンター内に設置され、委託業者の認定するデータセンターを保守する業者により24時間365日運用監視している。 ・データセンター内は、全館入退館管理システムおよびビデオカメラにより常時監視され、サーバー室入り口扉では生体認証を採用している。 ・データセンター内の全ての機器はラックに搭載され、ラックは常時施錠している。 ・サーバー室等への入退室をする際は、データの漏えい防止のため、電子記録媒体や携帯電話等の不要な機器の持ち込みは禁止している。 ・バックアップデータは、バックアップセンターにて当該システムの担当者のみアクセスできるサーバーに保管しており、データセンターと同等のセキュリティである。 ・申請書等の紙媒体については、各庁舎で施錠して保管する。 ・業務端末は、ワイヤーロック設置を義務付けている。また、持ち運び可能な端末については、業務終了後に施錠できる場所に保管をしている。 ・電子記録媒体については、利用時以外は施錠できる保管庫に保管する。 <p><国税連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税共同機構が認定した委託先事業者所有のデータセンター内に設置され、認定委託先事業者の社員が24時間365日運用監視している。 ・データセンター内は、全館入退館管理システムおよびビデオカメラにより常時監視され、サーバー室入り口扉では生体認証を採用している。 ・全ての機器はラックに搭載され、ラックは常時施錠している。 ・バックアップデータは、当該システム専用のNAS(Network Attached Storage)または磁気テープ媒体に保管している。 <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <p>団体内統合宛名システムは県庁本庁舎内で、IDによる入退室管理を行っている部屋(サーバー室)に設置した施錠可能なラック内に保管する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(IS MAP)に登録された委託業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策は委託業者が実施する。 ・なお、委託業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・IS O/IEC27017、IS O/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ・特定個人情報は、委託業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

②保管期間	期間	<p><選択肢></p> <p>1) 1年未満 2) 1年 3) 2年</p> <p>[10年以上20年未満] 4) 3年 5) 4年 6) 5年</p> <p>7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上</p> <p>10) 定められていない</p>
	その妥当性	<p>地方税法第17条の5で定める更正、決定等の期間制限内(7年)は、情報を保管する必要がある。ただし法人税については、平成30年4月1日以後の事業年度で生じた欠損金の生ずる事業年度において帳簿書類の保存期間が10年間となっている。(国税庁タックスアンサー「5930帳簿書類等の保存期間及び保存方法について」)</p> <p>なお、未納の納税義務者等に係る情報については、当該期間に限らず保管する。</p>
③消去方法		<p><県税クラウドサービスにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管期間を経過しかつ完納分の特定個人情報については、システムで条件設定し定期的(年度毎)に消去する。 ・申告書等の紙媒体については、シュレッダーによる裁断、焼却、溶解処理を行う。 ・電子記録媒体については、復元及び判読が不可能となる方法により消去する。 <p><国税連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・操作手引書(国税連携クライアント端末)で定められた手順により、本県の権限のある職員が消去する。 <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管期限を超過したマイナンバーや特定個人情報を消去する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、委託業者が特定個人情報を消去することはない。 ・委託業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、委託業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。 <p>さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、委託業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び委託業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。
7. 備考		
-		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

①共通番号ファイル

納税者番号、基本情報履歴連番、共通番号、支店番号、人格区分、氏名名称、通称名、アルファベット氏名、旧氏名、氏名名称カナ、通称名カナ、アルファベット氏名カナ、旧氏名カナ、市町村コード、住所、開始年月日、照会年月日、性別、一括照会フラグ、一括照会状態、真正性確認年月日、真正性確認状態、共通番号取得源、外字情報氏名外字数、外字情報住所外字数、外字情報旧氏外字数、登録年月日、登録事務所コード、登録税目コード、登録事由コード、異動年月日、異動事務所コード、異動税目コード、異動事由コード、統合宛番号、統合宛名連携年月日、統合宛名連携区分、メモ、ユーザID、生存状況、外部IF特定キー、外部IF税目コード、外部IF事務所コード、共通番号ハッシュ値

②国税申告ファイル

国税データ連番、事務所コード、局署番号、整理番号、利用者識別番号、提出年月日、異動事由、取込区分、異動年月日、課税年度、申告区分、営業等収入金額、他事業収入金額、不動産収入金額、総合譲渡短期収入金額、総合譲渡長期収入金額、一時収入金額、営業等所得金額、他事業所得金額、不動産所得金額、利子所得金額、配当所得金額、給与所得金額、雑所得(その他)、総合譲渡一時、総合課税所得金額、分離課税所得金額、総合譲渡一時所得金額、総所得金額、合計所得金額、合計所得控除額、前営業所得金額、前不動産所得金額、前農業所得金額、前雑所得金額、前総合譲渡一時、申告納税額、専従者給与控除額、青色申告特別控除額、繰越損失控除額、障害者控除額、寡婦・寡夫控除額、非課税所得等番号、非課税所得等所得金額、不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額、事業用資産譲渡損失額、他都道府県事務所等区分、台帳番号、一連番号、バッチ番号、バッチ内一連番号、受信日付、ファイル名、郵便番号、市町村コード、住所、住所カナ、1月1日住所、屋号、屋号カナ、氏名、氏名カナ、生年月日、職業、青白区分、市外局番、市内局番、加入者番号、開業年月日、廃業年月日、準確事実発生日、障害者氏名、イメージファイル格納場所、開始・廃止の区分(区分コード)、損失区分(区分コード)、損失区分(区分名)、上の(26)に対する税額又は第三表の(86)、専従者給与(控除)額合計、申告書第二_住所以外の事業所所在地、申告書第二_源泉徴収所得の種類1、申告書第二_所得の生ずる場所1、申告書第二_支払者の氏名1、申告書第二_収入金額1、申告書第二_源泉徴収所得の種類2、申告書第二_所得の生ずる場所2、申告書第二_支払者の氏名2、申告書第二_収入金額2、申告書第二_源泉徴収所得の種類3、申告書第二_所得の生ずる場所3、申告書第二_支払者の氏名3、申告書第二_収入金額3、申告書第二_源泉徴収所得の種類4、申告書第二_所得の生ずる場所4、申告書第二_支払者の氏名4、申告書第二_収入金額4、申告書第二_源泉徴収所得の種類5、申告書第二_所得の生ずる場所5、申告書第二_支払者の氏名5、申告書第二_収入金額5、申告書第二_源泉徴収所得の種類6、申告書第二_所得の生ずる場所6、申告書第二_支払者の氏名6、申告書第二_収入金額6、申告書第二_次葉合計金額、申告書第二_専従者給与(控除)額の合計額、申告書第二_専従者給与(控除額)内訳1、申告書第二_専従者給与(控除額)内訳2、申告書第二_専従者給与(控除額)内訳3、申告書第二_雑所得等所得の種類1、申告書第二_雑所得等所得の生ずる場所1、申告書第二_雑所得等所得の金額1、申告書第二_雑所得等所得の種類2、申告書第二_雑所得等所得の生ずる場所2、申告書第二_雑所得等所得の金額2、申告書第二_雑所得等所得の種類3、申告書第二_雑所得等所得の生ずる場所3、申告書第二_雑所得等所得の金額3、申告書第二_雑所得等所得の種類4、申告書第二_雑所得等所得の生ずる場所4、申告書第二_雑所得等所得の金額4、申告書第二_特例適用条文等、申告書第二_損益通算特例適用前不動産所得、事業所読み、事業所名称、事業所郵便番号(上3桁)、事業所郵便番号(下4桁)、事業所住所、事業所屋号、事業所電話番号(市外局番)、事業所電話番号(市内局番)、事業所電話番号(加入者番号)、登録済区分、関連番号

③不動産納税者予定ファイル

一括取込番号、納税者連番、納税者番号、納税者区分、人格区分、法人格コード、法人格前後コード、氏名名称カナ、氏名名称、支店営業所名、納税者住所コード、納税者郵便番号、納税者住所、納税者番地、納税者方書、電話番号、携帯電話番号、持分分子、持分分母、納税者失格区分、宅建業者区分、名寄せ項目エラー有無、名寄せ結果、エラー状態区分、関連番号

④賦課予定ファイル

国税番号、課税番号、事務所コード、事業年、課税すべき年度、課税年度、申告処理区分、異動年月日、国税異動事由、処理年月日、決議年月日、納期選択区分、1期納期限、2期納期限、調定額、1期調定額、2期調定額、局署番号、利用者識別番号、主業種区分、国税業種大分類、国税業種小分類、青白区分、所得税区分、配偶者区分、帳票出力区分、分割区分、分割総数、分割本県分数、税額算出区分、措置法適用区分、処理区分1、処理区分2、処理区分3、業種区分1、業種区分2、業種区分3、職業1、職業2、職業3、収入金額1、収入金額2、収入金額3、所得金額1、所得金額2、所得金額3、青色申告特別控除額1、青色申告特別控除額2、青色申告特別控除額3、非課税区分1、非課税区分2、非課税区分3、非課税額1、非課税額2、非課税額3、業種税率1、業種税率2、業種税率3、業種別課税標準総額1、業種別課税標準総額2、業種別課税標準総額3、業種別課税標準本県分1、業種別課税標準本県分2、業種別課税標準本県分3、業種別税額1、業種別税額2、業種別税額3、課税標準総額、課税標準本県分、事業月数、事業主控除額、事業専従者数、事業専従者控除額、旧非課税特例控除額、損失繰越控除額、被災損失繰越控除額、資産譲渡損失控除額、譲渡損失繰越控除額、外国所得控除額、所得税算入額区分、所得税算入額、所得税専従者数、所得税専従者控除額、社会保険収入金額、社会保険所得金額、自由診療所得金額、総所得金額、減免区分、減免額、国税新規、納税者番号、郵便番号、市町村コード、住所、住所カナ、屋号、屋号カナ、氏名、氏名カナ、生年月日、市外局番、市内局番、加入者番号、開業年月日、廃業年月日、管轄外区分、名寄せ有区分、県税業種無区分、兼業有区分、医業業種区分、不動産有区分、エラー状態区分、臨戸調査区分、課免等対象課税標準額、イメージファイル格納場所、付箋1、付箋2、付箋3、関連番号、身元確認区分、番号確認区分、その他控除額、ユーザID

⑤納税者ファイル

納税者番号、納税者履歴連番、共通番号、人格区分、法人格コード、法人格前後コード、氏名名称、支店営業所名、氏名名称カナ、住所コード、郵便番号、住所、番地、方書、カスタマバーコード、検索用氏名名称、検索用支店営業所名、検索用氏名名称カナ、名寄せ用住所、名寄せ用番地、名寄せ用方書、名寄せ用氏名名称、名寄せ用住所所在地、電話番号、携帯電話番号、FAX番号、メールアドレス、開始年月日、終了年月日、注意喚起区分、名寄せ可否区分、納税者メモ、登録年月日、登録事務所コード、登録税目コード、登録事由コード、異動年月日、異動事務所コード、異動税目コード、異動事由コード、ユーザID、個人情報非開示、本店納税者番号、居所区分、税理士コード

⑥非開示納税者ファイル

納税者番号、納税者履歴連番、共通番号、人格区分、法人格コード、法人格前後コード、氏名名称、支店営業所名、氏名名称カナ、住所コード、郵便番号、住所、番地、方書、カスタマバーコード、検索用氏名名称、検索用支店営業所名、検索用氏名名称カナ、名寄せ用住所、名寄せ用番地、名寄せ用方書、名寄せ用氏名名称、名寄せ用住所所在地、電話番号、携帯電話番号、FAX番号、メールアドレス、開始年月日、終了年月日、注意喚起区分、名寄せ可否区分、納税者メモ、登録年月日、登録事務所コード、登録税目コード、登録事由コード、異動年月日、異動事務所コード、異動税目コード、異動事由コード、ユーザID、個人情報非開示、本店納税者番号、居所区分、税理士コード

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7.リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名							
県税クラウドサービスデータベースファイル							
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）							
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク							
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 対象者本人または代理人が提出する書面等は地方税法等に基づき手続きに必要な事項を記入する様式となっており、地方税の賦課徴収に必要な情報しか入手することができない。 対象者本人または代理人が書面等を提出する際に対象者以外の情報を記載することがないよう確認を行う。 他の機関や庁内他部署から入手する情報は、地方税法等の規定に基づいて適正に課税するために必要とされ、法令で定める場合以外には提供は行われない。 国税連携システム（eLTAX）は、地方税ポータルセンターを通じて接続されている機関が限定されており、提供される情報も個人事業税の賦課業務に必要な情報のみが入手できるようシステムが制御されており、対象者以外の情報を入手することはできない。 						
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 納税義務者等が地方税法等の規定に基づき、申告書等を提出する場合、法令等により手続きに必要な事項を規定した様式を示すことで、不要な情報の入手を防止する。 他の機関や庁内他部署から入手する情報は、地方税法等の規定に基づいて適正に課税するために必要とされ、法令等で定める場合以外には提供されない。 国税連携システム（eLTAX）は、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手することを防止している。 						
その他の措置の内容	—						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク							
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 様式（申告書、申請書、届出書等）を定め、その利用目的等を明確にし、納税義務者等には必要な情報のみを記入させるようにする。 他の機関や庁内他部署から入手する情報は、地方税法等の規定に基づいて適正に課税するために必要とされ、法令等で定める場合以外には提供されない。 国税連携システム（eLTAX）での情報の入手は、地方税ポータルセンターからのみの受信であり、それ以外の方法での入手はできない。 						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
リスク3： 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク							
入手の際の本人確認の措置の内容	個人番号カードの提示、もしくは通知カードと身分証明書の提示等、番号法令等に定められた方法により本人確認を行う。						
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号カードの提示、もしくは通知カードと身分証明書の提示等、番号法令等に定められた方法により個人番号の真正性確認を行う。 以前に取得した個人番号や基本4情報と差異がある場合は、住民基本台帳ネットワークシステムで個人番号の真正性確認を行う。						
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	入手の各段階で本人確認を行う。 また、必要に応じて住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、本人確認を行う。						
その他の措置の内容	—						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
リスク4： 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク							
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 紙媒体で入手した場合は、決められた場所において、施錠可能な保管庫や保管室にて保管する。 電子データを電子記録媒体で入手する場合は、当該媒体にパスワードを設定するとともに、県税クラウドシステムデータベースファイルに取り込んだ後は、電子媒体内の情報を削除する。 回線等を使用して情報を入手する場合は、専用回線を介し、ユーザIDによる識別とパスワード等による認証を行った上で入手できるようにする。 パスワードは、10文字以上で推測されにくいものを設定する。 パスワードは、記録媒体とは別に通知を受ける方法で入手する。 						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
—							

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	県税クラウドサービスのあて名ファイルの共通番号情報は、職員認証によるアクセス制御、管理者権限及びログ管理等を行う。 また統合宛名システムにおいては、事務に関係のない情報にアクセスできないようユーザごとにアクセス権を設定し、アクセス制御を行う。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	県税クラウドサービスから中間サーバー及び団体内統合宛名システムへの特定個人情報の連携は、情報照会となる情報のみに制限する。
その他の措置の内容	許可された特定の業務端末だけが、特定個人情報ファイルにアクセスすることができるように、サーバ及びネットワーク機器でアクセス制御している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	システム利用者は限定されており、当該職員の職務内容によりアクセスできる情報を制限し、個人ごとに決まっている利用者IDと各自で設定したパスワードにより認証を行う。 また、特定個人情報ファイルにアクセスできる業務端末をサーバ及びネットワーク機器のアクセス制御により限定している。 パスワードには有効期限を定めている(180日間)。また、パスワード入力誤りが5回続いた場合はロックがかかり、時間経過かシステム管理者側の操作により解除される。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・ 利用端末を識別するためにクライアント証明書が発行される。 ・ 部署及び業務ごとにアクセス権限を設定している。 ・ ユーザ情報の登録、変更、削除についてはシステム管理者が管理し、異動や退職の際には速やかに当該ユーザのIDを更新、削除する。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	本庁(税務課)にて県税クラウドサービスを管理をしている部署で一括して利用者管理を行っている。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	利用者の処理履歴(検索処理、更新処理等)はアクセスログとして7年間保管されている。また、ログの分析を定期的に行っている。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	デジタル所管課において毎年度、マイナンバー事務に係る個人情報の取扱について研修を行い、その利用範囲について指導している。 また、税務行政における個人情報等の適正管理に係る指針において業務外目的の利用を禁じており、毎年実施している税務電算システム担当者研修等により指導している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・ 宮崎県外部記録媒体管理要領において、外部記録媒体を使用後はデータを速やかに消去しなければならない旨定めており、毎年実施している税務電算システム担当者研修等により指導している。 ・ 個人情報を取り扱う業務を委託する場合、契約において個人情報の持ち出し及び複製を禁じている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託元による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	委託契約書類において、個人情報取扱特記事項及び情報セキュリティ関連業務特記事項を別途設けている。 当該特記事項では秘密保持、個人情報の適正管理、複写・複製の禁止、再委託の禁止、委託業務終了後の資料返還、従業者への左記内容周知、また必要に応じて実地調査を行うこと等を定めている。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	委託契約書類において、個人情報取扱特記事項及び情報セキュリティ関連業務特記事項を明記している。特にシステム運用保守に係る業務委託契約については、契約関係書類として保守体制表を求め、作業員を限定している。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	個人番号を含んだデータの閲覧等があった場合は、アクセスログを取得し管理する。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託元は、あらかじめ宮崎県の書面による承認を得たとき以外は、第三者に再委託してはならないことを業務委託契約書類に明記する。 ・委託業務上知り得た個人情報等の秘密を他人には漏らしてはならないことを業務委託契約書類に明記する。 ・契約終了時のほか必要があると認めるときは、委託先が処理する委託業務に係る個人情報の取扱状況について報告を求め、又は実地に調査する。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先に特定個人情報を提供する場合、日付、件数等を記録した記録簿を作成し、保存する。 契約終了時及び必要があると認めるときは、委託先が処理する委託業務に係る個人情報の取扱状況について報告を求め、又は実地に調査する。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	契約書別紙の個人情報取扱特記事項において下記のとおり定めている。 ・委託業務を処理するために宮崎県から提供を受け、又は委託先自らが収集、もしくは作成した個人情報を電磁的に記録した機器は、業務委託契約が終了後、確実に消去すること。 ・契約終了時及び必要があると認めるとき、県は、委託先が処理する委託業務に係る個人情報の取扱状況について報告を求め、又は実地に調査することができる。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・秘密の保持 ・個人情報の保護 ・適正管理 ・複写又は複製の禁止 ・再委託の禁止 ・資料等の返還 ・従業者への周知・・・委託業務従事者への個人情報保護に関する必要な事項の周知 ・実地調査等 ・事故報告 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	委託先は、あらかじめ宮崎県の書面による承認を得たとき以外は、第三者に再委託してはならないことを業務委託契約書類に明記する。 契約終了時及び必要があると認めるときは、委託先が処理する委託業務に係る個人情報の取扱状況について報告を求め、又は実地に調査する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システムを利用して提供する特定個人情報については、送信処理の際に、データ登録を行った職員名や送信日時、送信先団体名等が国税連携システムに記録される。 ・団体間回送の記録は、2年間、国税連携システムの受信サーバーに保管する。 ・国税連携システムの受信サーバに提供データをアップロードした後は、処理した元となるデータは即時消去し、端末及び記録媒体に保存しない。 	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システムを利用した他自治体への特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンター（eLTAX）への送信方法は、あらかじめ定められた手順に沿って行われ提供処理を行っている。 ・国税連携システムでは、他自治体への特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。 	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>国税連携システムにおいて他自治体への特定個人情報の提供処理を行う場合、利用者ID及びパスワード等により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供先として送信先地方団体以外を設定することはできない仕様になっている。また、地方税ポータルセンター（eLTAX）と送信元及び送信先地方団体の間は閉鎖網であるLGWANを用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>国税連携システムの団体間回送において、国税連携データは都道府県間のみデータの提供ができる。なお、国税連携システムによる本県と国税庁及び他都道府県との間の連携については、LGWANを用い、暗号化した上で決められた情報のみを提供するようシステムで制御されている。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [C] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><県税の賦課徴収に関する事務における措置> 特定個人情報の入手は、番号法令の規定の範囲内で認められたもののみとする。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> 情報照会を団体内統合宛名システムを通じて行う場合、情報照会の記録を保持する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ① 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>② 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の外に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の49の項に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><団体内統合宛名システムにおける措置> 情報照会を団体内統合宛名システムを通じて行う場合の連携には高度なセキュリティを維持したネットワークを用いる。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ② 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><県税の賦課徴収事務における措置> 情報提供ネットワークシステムを通じて入手した特定個人情報について、税務システム内の情報と突合を行い、正確性を確保する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><団体内統合宛名システムにおける措置> 情報照会を団体内統合宛名システムを通じて行う場合の連携には高度なセキュリティを維持したネットワークを用いる。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ① 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※) ② 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③ 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④ 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークシステム(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい、紛失のリスクに対応している。 ② 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③ 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ① 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ② 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ② 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③ 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④ 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><県税クラウドサービスにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバーはデータセンター内に設置しており、災害の発生を考慮した建物、所在となっている。また、遠隔地でのバックアップ処理が行われている。 ・不正な侵入を防ぐため、施錠装置、警報装置、24時間の監視体制等により管理されている。また、サーバ設置場所へ入退室する際は入退室者及び時間の記録を行う。 ・作業時は従業員が必ず立会い、作業者が従業員か否かを問わず、単独で作業を行うことを禁じている。 <p><国税連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システムの受信サーバに提供データをアップロードした後は、処理した元となるデータは即時消去し、端末及び記録媒体に保存しない。 ・申告書等の帳票類(紙媒体)については、宮崎県文書取扱規程に従い、施錠管理を行っている部屋のあらかじめ定められた保管場所にて文書ごとに保管している。 <p><中間サーバー・プラットホームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットホームはデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理を行うこととしている。また、設置場所はデータセンター内の専用領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <p><委託先から返却のあった媒体に対する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・返却があった時から、執務室内にある施錠可能なキャビネットまたは金庫に3年間保管し、廃棄時は物理的破壊を行い、情報が復元できないよう処理する。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><県税クラウドサービスにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・最新のウイルス対策ソフト配信やウイルスチェックが1日に1回行われている。 ・不正アクセス等の攻撃について検知できる仕組みが構築されている。また、DoS攻撃を検知し遮断する仕組みが構築されている。 <p><国税連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・クライアントパソコンは、ウイルス対策ソフトを導入しており、不正プログラムへの対策を講じている。 <p><中間サーバー・プラットホームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットホームUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効果的かつ包括的に保護する装置)を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行う。 ・中間サーバー・プラットホームウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じセキュリティパッチの適用を行う。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	-
	再発防止策の内容	-

⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存する個人の特定個人情報と分けて管理せず、「Ⅲ 特定個人情報保護ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す生存する個人番号と同様の管理を行う。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	随時、必要に応じて本人確認を行うなどし、最新のものに更新する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	保存期間が過ぎた特定個人情報を、システムで確認の上で消去する。 紙媒体は保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が経過したものはシュレッダーによる裁断、焼却又は溶解処理を行う。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
パソコン、記憶媒体(委託先から返却のあったものを含む)は、ソフトを利用したデータ消去、又は物理的破壊を行い、情報が復元できないように処理を行う。		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p><県税クラウドサービスにおける措置> 年に1度、各県税・総務事務所において情報セキュリティ対策に関する自己点検を実施している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p><国税連携システムにおける措置> 国税連携システムにあつては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準（平成25年総務省告示第206号）」の達成状況について、自己評価を毎年度実施している。</p>
②監査	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p><県税クラウドサービスにおける措置> 各県税・総務事務所の自己点検と合わせて、個人情報の取扱に係る監査を行っている。また、宮崎県情報セキュリティポリシーに基づき、デジタル推進課による内部監査、外部監査を随時実施することとしている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p><国税連携システムにおける措置> 地方税ポータルセンター（eLTAX）については、運営する地方税共同機構が、毎年度、情報セキュリティ監査（外部監査）を受けている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p><県税クラウドサービスにおける措置> ・毎年度第一四半期頃に、デジタル推進課による個人情報保護に関する研修が行われる。また、税務課より、税務業務従事者に向けて税務上の個人情報取扱に係る具体的な内容について研修を行う。 ・各県税・総務事務所の税務初任者対象の研修の際に、システムに関する事項を説明（年1回） ・研修受講者に対しては受講記録をとり、アンケートを実施する。 ・各県税・総務事務所を訪問し、適正な運用等が行われているか調査を実施（年1回） ・適切に対応できなかった職員に対しては、個別に追加研修を行うとともに、所属長に対して指導徹底を図る。 ・外部委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する特記事項を明記した契約を締結する。契約違反した場合は、委託先に対して報告を求め、調査を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p> <p><国税連携システムにおける措置> 担当者を地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させる。</p>
3. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシ高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号 宮崎県総務部税務課 税務電算担当 0985-26-7019
②請求方法	知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成15年規則第2号）に基づく指定様式の提出により開示・訂正等の請求を受け付ける。
特記事項	—
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法：書面交付の場合は1枚10円を前納する。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	県税クラウドサービス データベースファイル ※予定
公表場所	宮崎県HP (https://www.pref.miyazaki.lg.jp/somu/kense/joho/20230327201652.html)
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号 宮崎県総務部税務課 税務電算担当 0985-26-7019
②対応方法	問合せの内容について、受付表を作成し、対応について記録する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	「宮崎県パブリック・コメント手続(県民意見募集手続)実施要項」に基づき、意見を募集する。意見募集の実施に関しては、県のホームページに意見募集を周知し、ホームページ、担当部署及び情報センターにおいて、全項目評価が閲覧できるようにする。また、意見は、郵送、FAX、電子メールで受け付ける。
②実施日・期間	
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	<div style="border: 1px solid black; padding: 20px;"> <h1>決定後に記入</h1> </div>
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block;"> <h2>記入不要</h2> </div>

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム2 ②システムの機能 国税連携システムは、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。 1 国税連携機能 国税庁から一般社団法人地方税電子化協議会が運営管理する地方税ポータルセンター（eLTAX）を通じて、所得税申告書等データを受領する。 2 団体間回送機能 地方団体から他の地方団体に対して、所得税申告書等データ及び寄附金税額控除に係る申告特例通知データを回送（送付）する。	システム2 ②システムの機能 国税連携システムは、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。（一般社団法人地方税電子化協議会は平成31年4月から地方税法を設置根拠とする地方共同法人に移行した。以下「地方税共同機構」という。） 1 国税連携機能 国税庁から地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンター（eLTAX）を通じて、所得税申告書等データを受領する。 2 団体間回送機能 地方団体から他の地方団体に対して、所得税申告書等データを回送（送付）する。	事後	平成31年4月1日から「一般社団法人地方税電子化協議会」は「地方税共同機構」に移行した。
令和1年9月24日	I 基本情報 (別添1) 事務の内容	【国税連携システム関連図】	【eLTAX関連図】 ※寄附金税額控除に係る申告特例通知データの送信について審査システム（eLTAX）を経由するイメージ図に変更	事後	令和元年9月24日から寄附金税額控除に係る申告特例通知データは国税連携システム経由から審査システム（eLTAX）経由に変更し送信することとなった。
令和1年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項2 自動車税・自動車取得税データエントリー業務委託 ①委託内容 自動車税及び自動車取得税の申告書に書かれたデータを税務電算トータルシステム用の電子データ化する業務 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲 自動車税及び自動車取得税の納税義務者等（課税調査対象者含む） その妥当性 自動車税及び自動車取得税の申告書データが大量であることから、職員による対応が困難なために業務の委託を行っており、当該業務を行うに当たり自動車税及び自動車取得税の納税義務者及び課税調査対象者の特定個人情報を取り扱う必要がある。	委託事項2 自動車税（環境性能割・種別割）データエントリー業務委託 ①委託内容 自動車税（環境性能割・種別割）の申告書（報告書）に書かれたデータを税務電算トータルシステム用の電子データ化する業務 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲 自動車税（環境性能割・種別割）の納税義務者等（課税調査対象者含む） その妥当性 自動車税（環境性能割・種別割）の申告書データが大量であることから、職員による対応が困難なために業務の委託を行っており、当該業務を行うに当たり自動車税（環境性能割・種別割）の納税義務者及び課税調査対象者の特定個人情報を取り扱う必要がある。	事後	令和元年10月1日から自動車税に環境性能割が創設され、これに伴い従来の自動車税は自動車種別割となった。（自動車取得税は廃止）
平成31年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性 宮崎県税・総務事務所における調定・収納データが大量であることから、職員による対応が困難なために業務の委託を行っており、当該業務を行うに当たり自動車税及び自動車取得税の納税義務者及び課税調査対象者の特定個人情報を取り扱う必要がある。 ⑥委託先名 株式会社スーブル宮崎支店	委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性 宮崎県税・総務事務所における調定・収納データが大量であることから、職員による対応が困難なために業務の委託を行っており、当該業務を行うに当たり納税義務者及び課税調査対象者の特定個人情報を取り扱う必要がある。 ⑥委託先名 株式会社すずき	事後	平成31年4月1日から委託先に変更があった。また、自動車税・自動車取得税又は令和元年10月1日に創設された自動車税（環境性能割・種別割）に限定した内容でないため範囲に関する文言を訂正した。
平成31年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	自動車税・自動車取得税申告書に係る業務委託 ①～⑤ 省略 ⑥委託先名 一般社団法人宮崎県自主納税推進協会 ⑦ 省略	<削除>	事後	平成31年4月1日から当該業務委託を廃止した。

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		委託事項4 都城県税・総務事務所税務電算トータルシステムデータ入力等業務委託 ①委託内容 都城県税・総務事務所において設置している税務電算トータルシステムへの課税・納税者等データの入力、申告書等の整理の補助等を行う。 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 対象となる本人の範囲 都城県税・総務事務所管内の課税に係る納税義務者等(課税調査対象者含む) その妥当性 都城県税・総務事務所における調定データが大量であることから、職員による対応が困難なために業務の委託を行っており、当該業務を行うに当たり納税義務者及び課税調査対象者の特定個人情報を取り扱う必要がある。 ③委託先における取扱者数 10人未満 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 紙 ⑤委託先名の確認方法 宮崎県情報公開条例に基づく開示請求 ⑥委託先名 システム・インタフェース株式会社 ⑦再委託の有無 再委託しない	事後	令和元年度から都城県税・総務事務所においてもデータ入力等の業務委託を実施した。(概ね委託事項3の宮崎県税・総務事務所の内容と同じ)
令和1年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去	①保管場所 <税務電算トータルシステム及び国税連携システムにおける措置> 1 省略 2 省略	①保管場所 <税務電算トータルシステムにおける措置> 1 省略 2 省略	事後	令和元年7月22日から、国税連携システムについては、共同利用型ASPサービス利用に切り替え、これに伴いデータセンターに構築した独自サーバーは撤去した。
令和1年7月22日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	⑤物理的対策 具体的な対策の内容 <国税連携システムにおける措置> ・サーバーはデータセンター内に設置し、監視カメラ監視、有人監視、施錠管理及び入退室者管理を行っている。 ・停電等によりデータ消去等が発生しないよう非常時電源が確保され、また、外付けハードディスクによりバックアップ処理を行っている。 ・国税連携システムの受信サーバに提供データをアップロードした後は、処理した元となるデータは即時消去し、端末及び記録媒体に保存しない。 ・申告書等の帳票類(紙媒体)については、宮崎県文書取扱規程に従い、施錠管理を行っている部屋のあらかじめ定められた保管場所にて文書ごとに保管している。 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容 <国税連携システムにおける措置> ・サーバーへの外部からのアクセスについては、ファイアウォール等により遮断され、接続できない仕組みを構築している。 ・サーバー及びクライアントパソコンは、ウイルス対策ソフトを導入しており、不正プログラムへの対策を講じている。また、定期的にウイルスチェックを実施し、新規のパターンファイルの提供が	具体的な対策の内容 <国税連携システムにおける措置> <削除> ・国税連携システムの受信サーバに提供データをアップロードした後は、処理した元となるデータは即時消去し、端末及び記録媒体に保存しない。 ・申告書等の帳票類(紙媒体)については、宮崎県文書取扱規程に従い、施錠管理を行っている部屋のあらかじめ定められた保管場所にて文書ごとに保管している。 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容 <国税連携システムにおける措置> <削除> ・クライアントパソコンは、ウイルス対策ソフトを導入しており、不正プログラムへの対策を講じている。	事後	令和元年7月22日から、国税連携システムについては、共同利用型ASPサービス利用に切り替え、これに伴いデータセンターに構築した独自サーバーは撤去した。
平成31年4月1日	IV その他のリスク対策 1. 監査	②監査 具体的な内容 <国税連携システムにおける措置> 地方税ポータルセンター(eLTAX)については、運営する一般社団法人地方税電子化協議会が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。	②監査 具体的な内容 <国税連携システムにおける措置> 地方税ポータルセンター(eLTAX)については、運営する地方税共同機構が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。	事後	平成31年4月1日から「一般社団法人地方税電子化協議会」は「地方税共同機構」に移行した。
平成31年4月1日	IV その他のリスク対策 2. 従業員に対する教育・啓発	従業員に対する教育・啓発 具体的な方法 <国税連携システムにおける措置> 担当者を一般社団法人地方税電子化協議会が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させる。	従業員に対する教育・啓発 具体的な方法 <国税連携システムにおける措置> 担当者を地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させる。	事後	平成31年4月1日から「一般社団法人地方税電子化協議会」は「地方税共同機構」に移行した。

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項3 ⑥委託先名 株式会社すずき	委託事項3 個人情報を取り扱う必要がある。 ⑥委託先名 株式会社九州ジェービーイー	事後	令和3年4月1日から委託先に変更があった。
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項3 ⑥委託先名 株式会社九州ジェービーイー	委託事項3 個人情報を取り扱う必要がある。 ⑥委託先名 株式会社すずき	事後	令和4年4月1日から委託先に変更があった。
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○] 評価実施機関内の他部署（市町村課、情報政策課、福祉保健部）	[○] 評価実施機関内の他部署（市町村課、デジタル推進課、福祉保健部）	事後	その他の事項の変更のため、事前の提出・公表が義務づけられない。
令和5年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 別添2		<「収納管理システム」において以下の3テーブルを新規追加> ・納付情報管理ファイル ・共通納税納付ファイル ・通知書発付情報ファイル	事後	令和4年度における税務電算トータルシステムの改修に伴って追加された。
令和5年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項3 ⑥委託先名 株式会社すずき	委託事項3 ⑥委託先名 株式会社九州ジェービーイー	事後	その他の事項の変更のため、事前の提出・公表が義務づけられない。
令和5年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去	① 保管場所 <税務電算トータルシステムにおける措置> 1 すべての特定個人情報ファイル（電子ファイル）については、セキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンターにおいて、施錠管理及び入退室管理（監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理）している部屋に設置したサーバに保管する。 2 申告書等の帳票類（紙媒体）については、宮崎県文書取扱規程に従い、施錠管理を行っている部屋のあらかじめ定められた保管場所にて文書ごとに保管している。	① 保管場所 <税務電算トータルシステムにおける措置> 1 すべての特定個人情報ファイル（電子ファイル）については、セキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンターにおいて、施錠管理及び入退室管理（監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理）している部屋に設置したサーバに保管する。 職員等がサーバ設置場所へ入退室する際は、データ漏えい防止のために、携帯電話、パソコン類等の不要な機器の持ち込みがないかを確認する。 作業のためにサーバ設置場所へ入退室する際に、パソコン類等の機器類を持ち込み、持出する場合は、事前に責任者に申請書を提出、承認を得ることとしている。 2 申告書等の帳票類（紙媒体）については、宮崎県文書取扱規程に従い、施錠管理を行っている部屋のあらかじめ定められた保管場所にて文書ごとに保管している。	事後	リスク軽減対策に伴う変更のため、事前の提出・公表が義務づけられない。
令和5年4月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用	リスク1：目的を超えた紐づけ、事務に必要な情報との紐づけが行われるリスク その他の措置の内容 —	リスク1：目的を超えた紐づけ、事務に必要な情報との紐づけが行われるリスク その他の措置の内容 許可された特定の業務端末だけが、特定個人情報ファイルにアクセスすることができるように、サーバ及びネットワーク機器でアクセス制御している。	事後	リスク軽減対策に伴う変更のため、事前の提出・公表が義務づけられない。

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用	リスク2:権限のない者によって不正に複製されるリスク(ユーザー認証の管理) 具体的な管理方法 システム利用者は限定されており、当該職員の職務内容によりアクセスできる情報を制限し、個人ごとに決まっている利用者IDと各自で設定したパスワードにより認証を行う。 パスワードには有効期限を定め、特定の期間内にパスワードを変更していない者はシステムの利用はできないようにしている。	リスク2:権限のない者によって不正に複製されるリスク(ユーザー認証の管理) 具体的な管理方法 システム利用者は限定されており、当該職員の職務内容によりアクセスできる情報を制限し、個人ごとに決まっている利用者IDと各自で設定したパスワードにより認証を行う。 また、特定個人情報ファイルにアクセスできる業務端末をサーバ及びネットワーク機器のアクセス制御により限定している。 パスワードには有効期限を定め、特定の期間内にパスワードを変更していない者はシステムの利用はできないようにしている。	事後	リスク軽減対策に伴う変更のため、事前の提出・公表が義務づけられない。

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	⑤ 物理的対策 <税務電算トータルシステムにおける措置> ・サーバーはデータセンター内に設置し、監視カメラ監視、有人監視、施錠管理及び入退室者管理を行っている。 ・停電等によりデータ消去等が発生しないよう非常時電源が確保され、また、遠隔地でのバックアップ処理が行っている。	⑤ 物理的対策 <税務電算トータルシステムにおける措置> ・サーバーはデータセンター内に設置し、監視カメラ監視、有人監視、施錠管理及び入退室者管理を行っている。 ・職員等がサーバ設置場所へ入退室する際は、データ漏えい防止のために、携帯電話、パソコン類等の不要な機器の持ち込みがないかを確認する。 ・作業のためにサーバ設置場所へ入退室する際に、パソコン類等の機器類を持ち込み、持出す場合は、事前に責任者に申請書を提出、承認を得ることとしている。 ・停電等によりデータ消去等が発生しないよう非常時電源が確保され、また、遠隔地でのバックアップ処理が行っている。	事後	リスク軽減対策に伴う変更のため、事前の提出・公表が義務づけられない。
令和5年4月1日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②手数料等	[有料] (手数料額、納付方法:)	[無料] (手数料額、納付方法: 書面交付の場合は1枚10円を前納する。)	事前	その他の事項の変更のため、事前の提出・公表が義務づけられない。
令和5年12月1日	I 基本情報 (別添1) 事務の内容	-	公金受取口座データについて、税務電算トータルシステムと情報提供ネットワークシステム間で情報連携する内容に修正	事前	公金受取口座利用開始に伴う修正
令和5年12月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[] その他()	[○] その他(公金受取口座関係情報)	事前	公金受取口座利用開始に伴う修正
令和5年12月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その他の妥当性	1 個人番号及びその他識別番号：対象者を正確に特定するため 2 4情報及び連絡先： ①賦課決定に際し、課税要件を確認するため ②納税通知書等の送付先を確認するため ③本人への連絡等のため 3 国税関係情報： 課税調査対象者に関する情報を確認し、課税事務を行うため 4 地方税関係情報： ①県税の賦課徴収のため ②地方税関係情報により税の軽減を行うため 5 障害者福祉関係情報：障害者関係情報により、減免の要件を確認するため 6 生活保護・社会福祉関係情報：生活保護関係情報により、減免の要件を確認するため	1 個人番号及びその他識別番号：対象者を正確に特定するため 2 4情報及び連絡先： ①賦課決定に際し、課税要件を確認するため ②納税通知書等の送付先を確認するため ③本人への連絡等のため 3 国税関係情報： 課税調査対象者に関する情報を確認し、課税事務を行うため 4 地方税関係情報： ①県税の賦課徴収のため ②地方税関係情報により税の軽減を行うため 5 障害者福祉関係情報：障害者関係情報により、減免の要件を確認するため 6 生活保護・社会福祉関係情報：生活保護関係情報により、減免の要件を確認するため 7 公金受取口座関係情報：県税還付金を振り込むため	事前	公金受取口座利用開始に伴う修正
令和5年12月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○] 行政機関・独立行政法人等(国税庁)	[○] 行政機関・独立行政法人等(国税庁、デジタル庁)	事前	公金受取口座利用開始に伴う修正
令和5年12月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	【本人又は本人の代理人】 申告書等の提出を受けた都度 【評価実施機関内の他部署】 1 本人等から特定個人情報を入手したとき 2 納税通知書等の送達処理時や宛先不明による返戻時の現住所確認を要するとき 3 番号法別表第二に基づく情報提供を受けることが可能な事務(減免等)について、本人等から申請が行われた都度 【国税庁、他の都道府県】 国税当局に提出された個人番号が記載された所得税の申告書情報を地方税ポータルセンター(eLTAX)を通じて受領し、その提出時期については所得税法等に記載されている。 【市町村】 市町村を経由して不動産取得税に関する申告書が提出される都度	【本人又は本人の代理人】 申告書等の提出を受けた都度 【評価実施機関内の他部署】 1 本人等から特定個人情報を入手したとき 2 納税通知書等の送達処理時や宛先不明による返戻時の現住所確認を要するとき 3 番号法別表第二に基づく情報提供を受けることが可能な事務(減免等)について、本人等から申請が行われた都度 【国税庁、他の都道府県】 国税当局に提出された個人番号が記載された所得税の申告書情報を地方税ポータルセンター(eLTAX)を通じて受領し、その提出時期については所得税法等に記載されている。 【市町村】 市町村を経由して不動産取得税に関する申告書が提出される都度 【デジタル庁】 過誤納金等の還付に係る事務が発生するとき(随時)	事前	公金受取口座利用開始に伴う修正

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項4 ⑥委託先名 システム・インターフェース株式会社	委託事項4 ⑥委託先名 株式会社スーブル	事後	その他の事項の変更のため、事前の提出・公表が義務づけられない。
令和6年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		委託事項5 延岡県税・総務事務所税務電算トータルシステムデータ入力等業務委託 ①委託内容 延岡県税・総務事務所に設置している税務電算トータルシステムへの課税・納税者等データの入力、申告書等の整理の補助等を行う。 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 対象となる本人の範囲 延岡県税・総務事務所管内の課税に係る納税義務者等(課税調査対象者含む) その妥当性 延岡県税・総務事務所における調定データが大量であることから、職員による対応が困難なために業務の委託を行っており、当該業務を行うに当たり納税義務者及び課税調査対象者の特定個人情報を取り扱う必要がある。 ③委託先における取扱者数 10人未満 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 紙 ⑤委託先名の確認方法 宮崎県情報公開条例に基づく開示請求 ⑥委託先名 株式会社すずき ⑦再委託の有無	事後	その他の事項の変更のため、事前の提出・公表が義務づけられない。
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項3 ⑥委託先名 株式会社九州ジェビーエー	委託事項3 ⑥委託先名 株式会社ケイ・イ・エス	事後	その他の事項の変更のため、事前の提出・公表が義務づけられない。
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項4 ⑥委託先名 株式会社スーブル	委託事項4 ⑥委託先名 株式会社スーブル宮崎支店	事後	その他の事項の変更のため、事前の提出・公表が義務づけられない。
令和9年1月1日	表紙 評価書名、個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	県税の賦課徴収事務	県税の賦課徴収等の事務	事前	全項目評価書の修正に併せて提出(軽微な修正)
令和9年1月1日	表紙 特記事項	宮崎県は、県税の賦課徴収事務を行うために「税務電算トータルシステム」を使用している。	(削除)	事前	全項目評価書の修正に併せて提出(軽微な修正)
令和9年1月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称 ほか複数箇所	税務電算トータルシステム	県税クラウドサービス	事前	税務システム切替えに伴うシステム名称の変更
令和9年1月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち県税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務で主務省令で定めるもの(後略)	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの。(後略)	事前	法令改正に伴う条文箇所の修正

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和9年1月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1～5③他のシステムとの接続	(記載省略)	接続先の追加・削除	事前	誤りの修正及び税務システム切替えに伴う記載内容の修正
令和9年1月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	次のサブシステムにより構成している。 1 個人県民税サブシステム 2 利子割県民税サブシステム 3 証券二税サブシステム 4 個人事業税サブシステム 5 法人二税サブシステム 6 不動産取得税サブシステム 7 自動車二税サブシステム 8 軽油引取税サブシステム 9 県たばこ税サブシステム 10 ゴルフ場利用税サブシステム 11 鉱区税サブシステム 12 狩猟税サブシステム 13 産業廃棄物税サブシステム 14 その他税サブシステム 15 納税者管理サブシステム 16 収納滞納管理サブシステム 17 共通管理サブシステム	県税賦課徴収事務の基幹となるシステムであり、県税に係る全税目の課税管理から収納管理、滞納管理に至るまでの一連の機能を有している。主な機能としては以下のとおりである。 ・共通宛名管理機能 全税目に係る宛名情報(個人番号を含む)を一元的に管理する機能 ・課税管理機能 申告書等による情報から県税の課税状況を管理する機能 ・収納管理機能 県税の納税証明書の発行、収納、還付、充当等の収納状況を管理する機能 また、県税が未納となっている滞納者に対して督促状を発付する機能 ・滞納管理機能 督促状発付後の滞納者に対する滞納整理等の状況を管理する機能	事前	税務システム切替えに伴う記載内容の変更
令和9年1月1日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	税務システムデータベースファイル	県税クラウドサービスデータベースファイル	事前	税務システム切替えに伴う記載内容の変更
令和9年1月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 4. 特定個人情報を取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	(前略) このため、県税の賦課徴収事務で利用する各システムにおいても、個人番号付きの申告書等の税務関係書類を受付(收受)することとなり、受付(收受)した税務関係情報は、原本として保管することとなるため、特定個人情報ファイルを保有することとなる。	(前略) -このため、県税の賦課徴収事務で利用する各システムにおいても、個人番号付きの申告書等の税務関係書類を受付(收受)することとなり、受付(收受)した税務関係情報は、原本として保管することとなるため、特定個人情報ファイルを保有することとなる。 -受け付けた税務関係書類については特定個人情報ファイルとしてシステム内で一元管理することで、個人の特定や名寄せの正確性向上など、税務行政の効率化や適正課税を実現する。	事前	誤りの修正
令和9年1月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 4. 特定個人情報を取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	(前略) ・障害者関係情報の確認により、県税の減免を受ける際に障害者手帳等の提示の必要がなくなり、利用者の利便性が向上する。 ・生活保護関係情報の確認により、県税の減免を受ける際に生活保護受給証明書等の提示の必要がなくなり、利用者の利便性が向上する。 ・地方税関係情報により、県税の軽減を受ける際に所得証明書等の添付を省略することが可能となり、利用者の利便性が向上する。	(前略) ・障害者関係情報の確認により、県税の減免を受ける際に障害者手帳等の提示の必要がなくなり、利用者の利便性が向上する。また、確認の際の正確性が担保される。	事前	誤りの修正
令和9年1月1日	I 基本情報 5. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の16の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表の24の項	事前	法令改正に伴う条文箇所の修正
令和9年1月1日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号 別表第2の28の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第二十一条	番号法第19条第8号 別表の24の項 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条別表の49の項	事前	法令改正に伴う条文箇所の修正
令和9年1月1日	(別添1) 事務内容	税務トータルシステム	県税クラウドサービス	事前	税務システム切替えに伴う記載内容の変更
令和9年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名	税務システムデータベースファイル	県税クラウドサービスデータベースファイル	事前	税務システム切替えに伴う記載内容の変更

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和9年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目	(前略) 2 4情報及び連絡先：①賦課決定に際し、課税要件を確認するため②納税通知書等の送付先を確認するため③本人への連絡等のため 3 国税関係情報：課税調査対象者に関する情報を確認し、課税事務を行うため 4 地方税関係情報：①国税の賦課徴収のため ②地方税関係情報により税の軽減を行うため 5 障害者福祉関係情報：障害者関係情報により、減免の要件を確認するため 6 生活保護・社会福祉関係情報：生活保護関係情報により、減免の要件を確認するため 7 公金受取口座関係情報：県税還付金を振り込むため	(前略) 2. 4情報及び連絡先：下記業務の際に住基ネットへの照会を行うため。①賦課決定に際し、課税要件を確認する②納税通知書等の送付先を確認する③本人への連絡等 ※県税クラウドサービスにおいて性別は保持しない。 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」より、住基ネット照会時のマイナンバー特定にあたっては氏名・生年月日・住所の3情報又は基本4情報(氏名、生年月日、性別、住所)により行うこととしている。 3. 国税関係情報：課税調査対象者に関する情報を確認し、課税事務を行うため 4. 地方税関係情報：県税の賦課徴収の実績を管理するため 5. 公金受取口座関係情報：県税還付金を振り込むため	事前	税務システム切替えに伴う記載内容の変更
令和9年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成28年1月1日	令和8年12月28日	事前	税務システム切替えに伴う記載内容の変更
令和9年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	地方税法その他地方税に関する法律及び宮崎県税条例等に、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が規定されることにより、個人番号を入手することが明示される。	下記法令において、特定個人情報の提供を求めることができる旨定めている。 <申告等による情報の入手について> 番号法第14条第1項 <国税、地方税に関する情報の入手について> 番号法第19条第10号、番号法施行令第21条、番号法施行規則第19条、地方税法第72条の59等 <本人確認情報の入手について> 住民基本台帳法第30条の15及び別表第五第4の2号～4の4号	事前	税務システム切替えに伴う記載内容の変更
令和9年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法※ 情報の突合※	1 本人等からの特定個人情報の入手に当たっては、統合宛名システムと突合し、真正性を確認する。 2 他の機関から特定個人情報を含む税務情報を入手した場合は、税務電算トータルシステムのデータベースで保有する個人番号及び4情報により突合し、対象の個人を特定する。 3 住民基本台帳ネットワークシステムへ照会を行う場合は、個人番号及び4情報により突合し、対象の個人を特定する。	1.本人等からの特定個人情報の入手に当たっては、1.本人等からの特定個人情報の入手に当たっては、住民基本台帳ネットワークシステムと突合し、真正性を確認する。 2.他の機関から特定個人情報を含む税務情報を入手した場合は、県税クラウドサービスデータベースで保有する個人番号及び4情報により突合し、対象の個人を特定する。 3.住民基本台帳ネットワークシステムへ照会を行う場合は、個人番号及び3情報により突合し、対象の個人を特定する。	事前	税務システム切替えに伴う記載内容の変更
令和9年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑨使用開始日	平成28年1月1日	令和9年1月4日	事前	税務システム切替えに伴う記載内容の変更
令和9年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無※	委託する 4件	委託する 5件	事前	誤りの修正
令和9年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項I	税務電算トータルシステムの保守・運用業務委託	県税クラウドサービスの保守・運用業務委託	事前	税務システム切替えに伴う記載内容の変更
令和9年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項I ①委託内容	税務電算トータルシステムの運用、保守及び機能強化に係る業務	県税クラウドサービスの運用、保守及び機能強化に係る業務	事前	税務システム切替えに伴う記載内容の変更
令和9年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項I ⑥委託先名	株式会社南日本情報処理センター	株式会社NTTデータ	事前	税務システム切替えに伴う記載内容の変更

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和9年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	自動車税(環境性能割・種別割)申告書(報告書)に書かれたデータを税務電算トータルシステム用の電子データ化する業務	自動車税(環境性能割・種別割)申告書(報告書)を電子データ化する業務	事前	税務システム切替えに伴う記載内容の変更
令和9年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	宮崎県税・総務事務所税務電算トータルシステムデータ入力等業務委託	宮崎県税・総務事務所データ入力等業務委託	事前	税務システム切替えに伴う記載内容の変更
令和9年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	宮崎県税・総務事務所に設置している税務電算トータルシステムへの収納・課税・納税者等データの入力、申告書等の整理やチェックリスト照合の補助等を行う。	宮崎県税・総務事務所において収納・課税・納税者等データの入力、申告書等の整理やチェックリスト照合の補助等を行う。	事前	税務システム切替えに伴う記載内容の変更
令和9年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	都城県税・総務事務所税務電算トータルシステムデータ入力等業務委託	都城県税・総務事務所データ入力等業務委託	事前	税務システム切替えに伴う記載内容の変更
令和9年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ①委託内容	都城県税・総務事務所に設置している税務電算トータルシステムへの課税・納税者等データの入力、申告書等の整理の補助等を行う。	都城県税・総務事務所において課税・納税者等データの入力、申告書等の整理の補助等を行う。	事前	税務システム切替えに伴う記載内容の変更
令和9年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	延岡県税・総務事務所税務電算トータルシステムデータ入力等業務委託	延岡県税・総務事務所データ入力等業務委託	事前	税務システム切替えに伴う記載内容の変更
令和9年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ①委託内容	延岡県税・総務事務所に設置している税務電算トータルシステムへの課税・納税者等データの入力、申告書等の整理の補助等を行う。	延岡県税・総務事務所において課税・納税者等データの入力、申告書等の整理の補助等を行う。	事前	税務システム切替えに伴う記載内容の変更
令和9年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供を行っている 1件	提供を行っている 2件	事前	誤りの修正
令和9年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第10号	事前	法令改正に伴う条文箇所の修正
令和9年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所※	<p><税務電算トータルシステムにおける措置></p> <p>1 すべての特定個人情報ファイル(電子ファイル)については、セキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)している部屋に設置したサーバに保管する。</p> <p>職員等がサーバ設置場所へ入退室する際は、データ漏えい防止のために、携帯電話、パソコン類等の不要な機器の持ち込みがないかを確認する。</p> <p>作業のためにサーバ設置場所へ入退室する際に、パソコン類等の機器類を持ち込み、持出する場合は、事前に責任者に申請書を提出、承認を得ることとしている。</p> <p>2 申告書等の帳票類(紙媒体)については、宮崎県文書取扱規程に従い、施錠管理を行っている部屋のあらかじめ定められた保管場所にて文書ごとに保管している。</p>	<p><県税クラウドサービスにおける措置></p> <p>・県税クラウドサービスのデータはデータセンター内に設置され、委託業者の認定するデータセンターを保守する業者により24時間365日運用監視している。</p> <p>・データセンター内は、全館入退館管理システムおよびビデオカメラにより常時監視され、サーバー室入り口扉では生体認証を採用している。</p> <p>・データセンター内の全ての機器はラックに搭載され、ラックは常時施錠している。</p> <p>・サーバー室等への入退室をする際は、データの漏えい防止のため、電子記録媒体や携帯電話等の不要な機器の持ち込みは禁止している。</p> <p>・バックアップデータは、バックアップセンターにて当該システムの担当者のみアクセスできるサーバに保管しており、データセンターと同等のセキュリティである。</p> <p>・申請書等の紙媒体については、各庁舎で施錠して保管する。</p> <p>・業務端末は、ワイヤーロック設置を義務付けている。また、持ち運び可能な端末については、業務終了後に施錠できる場所に保管をしている。</p> <p>・電子記録媒体については、利用時以外は施錠できる保管庫に保管する。</p>	事前	税務システム切替えに伴う記載内容の変更

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和9年1月1日	(続き)	(続き)	<p><国税連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税共同機構が認定した委託先事業者所有のデータセンター内に設置され、認定委託先事業者の社員が24時間365日運用監視している。 ・データセンター内は、全館入退館管理システムおよびビデオカメラにより常時監視され、サーバー室入り口扉では生体認証を採用している。 ・全ての機器はラックに搭載され、ラックは常時施錠している。 ・バックアップデータは、当該システム専用のNAS(Network Attached Storage)または磁気テープ媒体に保管している。 <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <p>団体内統合宛名システムは県庁本庁舎内で、ID及び生体認証による入退室管理を行っている部屋(サーバー室)に設置した施錠可能なラック内に保管する。</p>	事前	税務システム切替えに伴う記載内容の変更
令和9年1月1日	(続き)	(続き)	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録された委託業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策は委託業者が実施する。 なお、委託業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ・特定個人情報は、委託業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <p>(以上)</p>	事前	税務システム切替えに伴う記載内容の変更
令和9年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間期間	6年以上10年未満	10年以上20年未満	事前	税務システム切替えに伴う記載内容の変更
令和9年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間その妥当性	地方税法第17条の5で定める更正、決定等の期間制限内(7年)は、情報を保管する必要がある。ただし、未納の納税義務者等に係る情報については、当該期間に限らず保管する。	地方税法第17条の5で定める更正、決定等の期間制限内(7年)は、情報を保管する必要がある。ただし法人税については、平成30年4月1日以後の事業年度で生じた欠損金の生ずる事業年度において帳簿書類の保存期間が10年間となっている。(国税庁タックスアンサー「5930帳簿書類等の保存期間及び保存方法について」) なお、未納の納税義務者等に係る情報については、当該期間に限らず保管する。	事前	税務システム切替えに伴う記載内容の追加
令和9年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<p><税務電算システムにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不要となった特定個人情報ファイル(電子ファイル)内のデータについては、税務電算システムにおいて消去する。 2 申告書等の帳票類(紙媒体)については、保管部署の職員によりシュレッダー等での裁断処理による廃棄や外部業者による焼却処理を行う。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出されないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 	<p><県税クラウドサービスにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管期間を超過しかつ完納分の特定個人情報については、システムで条件設定し定期的(年度毎)に消去する。 ・申告書等の紙媒体については、シュレッダーによる裁断、焼却、溶解処理を行う。 ・電子記録媒体については、復元及び判読が不可能となる方法により消去する。 <p><国税連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・操作手引書(国税連携クライアント端末)で定められた手順により、本県の権限のある職員が消去する。 <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管期限を超過したマイナンバーや4情報(注)を消去する。 	事前	税務システム切替えに伴う記載内容の変更

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和9年1月1日	(続き)	(続き)	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、委託業者が特定個人情報を消去することはない。 ・委託業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、委託業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。 ・さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、委託業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び委託業者において、保存された情報が読み出せないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。 	事前	税務システム切替えに伴う記載内容の変更、誤りの修正
令和9年1月1日	(別添2)ファイル記録項目	税務トータルシステム	県税クラウドサービス	事前	税務システム切替えに伴う記載内容の変更
令和9年1月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名	税務トータルシステム	県税クラウドサービス	事前	税務システム切替えに伴う記載内容の変更
令和9年1月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が提出する書面等は地方税法等に基づき手続きに必要な事項を記入する様式となっており、地方税の賦課徴収に必要な情報しか入手することができない。 ・本人が書面等を提出する際に本人以外の情報を記載することがないよう確認を行う。(後略) 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者本人または代理人が提出する書面等は地方税法等に基づき手続きに必要な事項を記入する様式となっており、地方税の賦課徴収に必要な情報しか入手することができない。 ・対象者本人または代理人が書面等を提出する際に対象者以外の情報を記載することがないよう確認を行う。(後略) 	事前	軽微な修正
令和9年1月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	団体内統合宛名システムにおいては、特定個人情報保持しない。	県税クラウドサービスのあて名ファイルの共通番号情報は、職員認証によるアクセス制御、管理者権限及びログ管理等を行う。また統合宛名システムにおいては、事務に関係のない情報にアクセスできないようユーザごとにアクセス権を設定し、アクセス制御を行う。	事前	税務システム切替えに伴う記載内容の変更
令和9年1月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者 (元職員、アクセス権限のない職員等) によって不正に使用されるリスク	(前略) パスワードには有効期限を定め、特定の期間内にパスワードを変更していない者はシステムの利用はできないようにしている。	(前略) パスワードには有効期限を定めている (180日間)。また、パスワード入力誤りが5回続いた場合はロックがかかり、時間経過かシステム管理者側の操作により解除される。	事前	税務システム切替えに伴う記載内容の変更
令和9年1月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者 (元職員、アクセス権限のない職員等) によって不正に使用されるリスク	1 利用者IDの登録・削除 人事異動等によりシステム利用者の状況に変更があった場合は、随時、ユーザーIDの登録及び削除を行い、常に利用権限を有する利用者のみが登録されている状態にしている。 2 パスワードの有効期限設定 パスワードに有効期限を定め、特定の期間内にパスワードを変更していない者はシステムの利用はできないようにしている。	<ul style="list-style-type: none"> ・利用端末を識別するためにクライアント証明書が発行される。 ・部署及び業務ごとにアクセス権限を設定している。 ・ユーザ情報の登録、変更、削除についてはシステム管理者が管理し、異動や退職の際には速やかに当該ユーザのIDを更新、削除する。 	事前	税務システム切替えに伴う記載内容の変更
令和9年1月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	税務トータルシステム	県税クラウドサービス	事前	税務システム切替えに伴う記載内容の変更

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和9年1月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	個人番号を含んだデータの閲覧等があった場合は、アクセスログを取得し管理する。	利用者の処理履歴(検索処理、更新処理等)はアクセスログとして7年間保管されている。また、ログの分析を定期的に行っている。	事前	税務システム切替えに伴う記載内容の変更
令和9年1月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	税務電算トータルシステムにおいては、利用者を登録する時点で業務で必要なものしか処理ができないようにしている。 業務外目的の利用については、税務行政における個人情報等の適正管理に係る指針を定めるとともに、毎年実施している税務電算トータルシステム担当者研修等により指導している。	デジタル所管課において毎年度、マイナンバー事務に係る個人情報の取扱いについて研修を行い、その利用範囲について指導している。 また、税務行政における個人情報等の適正管理に係る指針において業務外目的の利用を禁じており、毎年実施している税務電算システム担当者研修等により指導している。	事前	税務システム切替えに伴う記載内容の変更
令和9年1月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	データベースへのアクセスは、限定された者のみとしている。 個人番号については、暗号化及び複合化し、データベースへの直接のアクセス時には複製できないようにしている。	・宮崎県外部記録媒体管理要領において、外部記録媒体を使用後はデータを速やかに消去しなければならない旨定めており、毎年実施している税務電算システム担当者研修等により指導している。 ・個人情報を取り扱う業務を委託する場合、契約において個人情報の持ち出し及び複製を禁じている。	事前	税務システム切替えに伴う記載内容の変更
令和9年1月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	<税務電算トータルシステムにおける措置> ・サーバーはデータセンター内に設置し、監視カメラ監視、有人監視、施錠管理及び入退室者管理を行っている。 ・職員等がサーバ設置場所へ入退室する際は、データ漏えい防止のために、携帯電話、パソコン類等の不要な機器の持ち込みがないかを確認する。 ・作業のためにサーバ設置場所へ入退室する際は、パソコン類等の機器類を持ち込み、持出す場合は、事前に責任者に申請書を提出、承認を得ることとしている。 ・停電等によりデータ消去等が発生しないよう非常時電源が確保され、また、遠隔地でのバックアップ処理が行っている。 (後略)	<県税クラウドサービスにおける措置> ・サーバーはデータセンター内に設置しており、災害の発生を考慮した建物、所在となっている。また、遠隔地でのバックアップ処理が行われている。 ・不正な侵入を防ぐため、施錠装置、警報装置、24時間の監視体制等により管理されている。また、サーバ設置場所へ入退室する際は入退室者及び時間の記録を行う。 ・作業時は従業者が必ず立会い、作業者が従業者が否かを問わず、単独で作業を行うことを禁じている。 (後略)	事前	税務システム切替えに伴う記載内容の変更
令和9年1月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	<税務電算トータルシステムにおける措置> ・サーバーへの外部からのアクセスについては、ファイアウォール等により遮断され、接続できない仕組みを構築している。 ・サーバー及びクライアントパソコンは、ウイルス対策ソフトを導入しており、不正プログラムへの対策を講じている。また、定期的なウイルスチェックを実施し、新規のパターンファイルの提供があった場合は、更新を行う。 (後略)	<県税クラウドサービスにおける措置> ・最新のウイルス対策ソフト配信やウイルスチェックが1日に1回行われている。 ・不正アクセス等の攻撃について検知できる仕組みが構築されている。また、DoS攻撃を検知し遮断する仕組みが構築されている。 (後略)	事前	税務システム切替えに伴う記載内容の変更
令和9年1月1日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検	<税務電算トータルシステムにおける措置> 現在行っている点検表に「評価書の記載内容どおりの運用ができていないか」のチェック項目を追加し、年1回担当部署内でチェックを実施する。 (後略)	<県税クラウドサービスにおける措置> 年に1度、各県税・総務事務所において情報セキュリティ対策に関する自己点検を実施している。 (後略)	事前	税務システム切替えに伴う記載内容の変更
令和9年1月1日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査	<税務電算トータルシステムにおける措置> 宮崎県情報セキュリティポリシーに基づき、総合政策部情報政策課による内部監査、外部監査を随時実施することとしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <国税連携システムにおける措置> 地方税ポータルセンター(eLTAX)については、運営する地方税共同機構が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。	<県税クラウドサービスにおける措置> 各県税・総務事務所の自己点検と合わせて、個人情報の取扱いに係る監査を行っている。また、宮崎県情報セキュリティポリシーに基づき、デジタル推進課による内部監査、外部監査を随時実施することとしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <国税連携システムにおける措置> 地方税ポータルセンター(eLTAX)については、運営する地方税共同機構が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。	事前	税務システム切替えに伴う記載内容の変更
令和9年1月1日	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発	<税務電算トータルシステムにおける措置> ・各県税・総務事務所の税務電算トータルシステム担当者に対して研修を実施(年1回) 研修受講者を管理するとともに研修はオンデマンド形式とし、各自の都合の良い時間に受講できることとする。 (後略)	<県税クラウドサービスにおける措置> ・毎年度第一四半期頃に、デジタル推進課による個人情報保護に関する研修が行われる。また、税務課より、税務業務従事者に向けて税務上の個人情報取扱いに係る具体的な内容について研修を行う。 (後略)	事前	税務システム切替えに伴う記載内容の変更

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和9年1月1日	V 開示請求、問合せ ④個人情報ファイル簿の公表	行っていない	行っている	事前	誤りの修正
令和9年1月1日	V 開示請求、問合せ ④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名	—	県税クラウドサービス データベースファイル ※予定	事前	誤りの修正
令和9年1月1日	V 開示請求、問合せ ④個人情報ファイル簿の公表 公表場所	—	宮崎県HP (https://www.pref.miyazaki.lg.jp/somu/kense/joho/20230327201652.html)	事前	誤りの修正